

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見  
平成24年度上半期**

**平成24年6月29日**

**構造改革特別区域推進本部**

**評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成24年度上半期においては、特例措置「学校設置会社による学校設置事業(816)」について、平成23年度に引き続き評価を行った。

## 2. 平成24年度上半期の評価について

### (1) 評価の進め方

教育部会において、主にその効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。また、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取した。

教育部会からの検討結果の報告を受け、以下の通り当委員会としての意見を取りまとめた。

### (2) 評価意見の概要

評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

調査の結果、学校経営面、教育活動面、認定地方公共団体における関係事務の実施状況等について、問題点が認識される一方で、地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が確認された。

以上を踏まえれば、全国展開は適切ではなく、是正（規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの）とし、以下の通り本特例措置の運用を見直す。

(ア) 生徒等の習熟度合いの多様化にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。

その際、現に学んでいる生徒等や保護者の利益等に十分配慮するとともに、規制強化につながらないようにしなければならない。

①内閣府は、面接指導等が特区区域内で行われるよう、あらためて認定地方公共団体に対して周知・指導。

②規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定地方公共団体に

対して周知・指導。

③内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定地方公共団体に対して要請。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定地方公共団体に対して助言。

(イ) 特区計画の申請の際、内閣府は面接指導等の特区区域内での実施、認定団体における指導体制の構築などについて、認定申請団体へ確認する。

また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、適切な教育活動の実施について助言する。

(ウ) 規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、情報の提供や個別の相談にきめ細かく応じるなど学校から寄せられた懸念の解決に努め、学校法人化を支援する。

(エ) 当委員会は、相当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。

以上をもって、是正との意見とした。

## 平成24年度上半期評価意見について

特例措置番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
816	学校設置会社による 学校設置事業	文部科学省	法律	是正(規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの)

## 評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	是正(規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>規制所管省庁による調査では、以下に掲げるような問題点が認識された。</p> <p>①学校経営面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例 等</li> </ul> <p>②教育活動面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事例</li> <li>・ 大学において、専任教員や実務家教員の取扱いや、教育課程等に関し疑義が呈される事例 等</li> </ul> <p>③認定地方公共団体(以下、「認定団体」という。)における関係事務の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例</li> <li>・ 学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例 等</li> </ul> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により、英語教育、情報通信技術の活用、不登校生徒の受入れなどの地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が見られた。さらに、市町村において税収増、スクーリングで訪れる関係者による宿泊需要等の増加、地元人材の雇用創出等が図られたことも確認された。</p> <p>このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は適切ではないとの意見で一致した。このため、以下のとおり本特例措置の運用を見直す。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。</p> <p>生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。</p> <p>(1)内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2)規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3)内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、</p> <p>(1)面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施</p> <p>(2)認定団体における指導体制の構築</p> <p>(3)認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底</p> <p>について、認定申請団体に確認した上で行う。</p> <p>また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。</p> <p>これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—